関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備等に関する政令案要綱

- 1. 関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により 関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 外国貿易機等が入港する際に報告しなければならない旅客等に関する事項の報告時期を前倒しするとともに、外国貿易機が入港する際に報告しなければならない積荷に関する事項を拡充するほか、外国貿易機等が出港する際の報告事項等を定めることとする。(関税法施行令第 13 条~第 18 条の2 関係)
 - (2) 犯則事件の調査及び処分に係る手続について、許可状請求 書の記載事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行うこと とする。(関税法施行令第9章関係)
 - (3) 農林漁業用A重油の暫定税率を廃止し、基本税率により現行の水準(無税)を維持することとしたことに伴い、無税を適用する農林漁業用A重油の証明方法等の規定を、関税暫定措置法施行令から関税定率法施行令に移行することとする。 (関税定率法施行令第57条~第61条の2及び第73条並びに関税暫定措置法施行令第6条、第32条及び第33条等関係)
 - (4) 革製の自動車用腰掛けの部分品を加工再輸入減税制度の対象から外したことに伴い、同制度の適用を受ける原材料等に関する規定から、革製の自動車用腰掛けの部分品に係る条項を削除することとする。(関税暫定措置法施行令第 20 条第7項及び第8項関係)
- 2. 尾鷲港を開港から削除するとともに、新石垣空港を税関空港に指定することとする。(関税法施行令別表第1~別表第3関係)
- 3. 違約品等を再輸出等する場合の関税の払戻し等に係る手続について、保税地域への搬入期間の延長の承認申請書の提出先に輸出申告税関を追加する等の規定の整備を行うこととする。 (関税定率法施行令第 56 条の 2 等関係)
- 4. 特別緊急関税制度について、オーストラリアを原産地とする 飼料用麦の輸入基準数量の算出等に関する所要の規定の整備 を行うこととする。(関税暫定措置法施行令第 14 条関係)

- 5. 特恵関税制度について、次の改正を行うこととする。
 - (1) 特恵受益国等からウルグアイ、セントクリストファー・ネーヴィス及びチリを除外することとする。(関税暫定措置法施行令別表第1関係)
 - (2) 特恵関税の便益を与えない物品として、タイ又は中国を原産地とする特定の物品を指定することとする。(関税暫定措置法施行令第25条第2項関係)
- 6. アフガニスタン及びリベリアの世界貿易機関への加入に伴い、 便益関税の適用国からこれらの国を除外することとする。(関 税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令別 表関係)
- 7. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成 29 年度又は同年度上期の関税割当数量を規定することとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)
- 8. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運営する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続を追加することとする。(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表等関係)
- 9. 相殺関税又は不当廉売関税の課税等の求めができる本邦の産業に利害関係を有する者に係る要件を見直すこととする。(相殺関税に関する政令第3条及び不当廉売関税に関する政令第5条関係)
- 10. その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 11. この政令は、別段の定めがある場合を除き、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとする。